

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

July 2017

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 12

ベーカーマッケンジーセミナーの
ご案内

アジア・パシフィック・
インターナショナル・トレード・
セミナー

開催日：2017年9月14日（木）

時間：9:00 - 17:00 (受付開始 8:30)
※簡単な朝食をご用意いたします。

会場：
ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー 28F
[ご案内図](#)

費用：無料

言語：日本語および英語

当日のアジェンダ、申込方法等の詳細は[こちら](#)をご覧ください

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 12 となる本号では、「平成 29 年度税制改正を踏まえた上場会社の役員報酬に係る税務」、「BEPS 防止措置実施条約の解説（続編）」、並びに「EU 第 4 次マネーロンダリング指令に基づく実質的所有者情報収集制度の対応状況」など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [上場会社の役員報酬に係る税務上の取り扱い～平成 29 年度税制改正を踏まえて～](#)
- [BEPS 防止措置実施条約 \(MLI\) の概要 \(続\)](#)

2. アジア

- [【シンガポール】改正労働法の施行](#)
- [【シンガポール】2017 年度税制改正法案の公表 ～多国籍企業に影響を与える重要な改正について～](#)
- [【中国】中国最高人民法院が個人情報侵害の刑事事件に関する解釈を明らかに](#)
- [【中国】北京における余剰人員解雇がより厳格に](#)

3. 米国

- [連邦最高裁判所判決－SEC による不当利得没収権限を制限](#)

4. 欧州

- [【EU】第 4 次マネーロンダリング指令に基づく実質的所有者情報収集制度の対応状況](#)
- [【ドイツ】競争制限禁止法の改正](#)

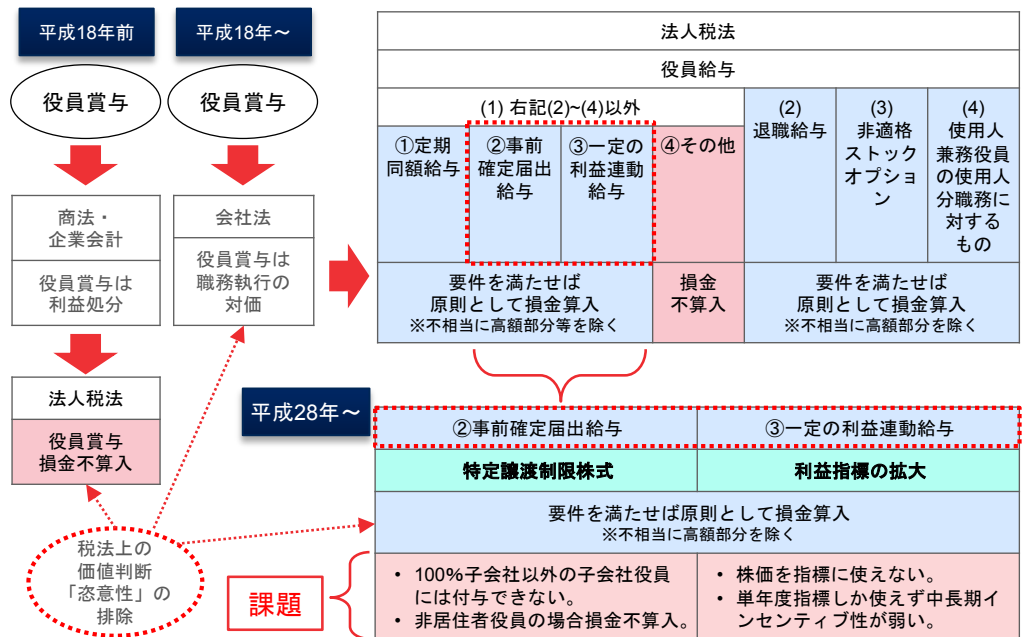
1. 日本

上場会社の役員報酬に係る税務上の取り扱い～平成29年度税制改正を踏まえて～

1. 平成29年度税制改正の概要

平成29年度税制改正では、前年（平成28年）度税制改正での役員報酬税務の改正項目を踏まえ、その残された検討課題を考慮する形で、①株式報酬信託やストックオプションなど各役員給与類型について、全体として整合的な税制となるように見直し、②特定譲渡制限付株式報酬の損金算入対象を、完全子会社以外の子会社の役員や非居住者役員にも拡大し、また③旧利益連動給与（現行業績連動給与）について、複数年度の利益に連動したのものや、株価に連動したのもも損金算入の対象とする措置が講じられた。

【図表1】平成28年度までの役員報酬税務の変遷と残された課題



(1) 各役員給与類型全体の整合性

例えば、退職給与や新株予約権の損金算入の要件は相対的に緩いものであったが、役員報酬類型については、損金算入要件を軸とすると①事前確定給与に該当する類型と②業績連動給与に該当する類型という二つのものさしで判定することとなった。その結果、これらについても、これら①あるいは②に該当するかどうかで判定することになっている。

【図表2】退職給与・譲渡制限株式・新株予約権に係る改正

	退職給与	特定譲渡制限付株式	新株予約権
改正前	原則損金算入。	所定の要件を満たせば損金算入。	原則損金算入。
改正後	業績連動退職給与は業績連動給与の要件を満たす必要あり。	業績連動型は損金不算入。	事前確定給与又は業績連動給与の要件を満たす必要がある。

※上記改正は平成29年10月1日以後支給・交付決議分から適用

(2) 特定譲渡制限付株式報酬の損金算入対象を、完全子会社以外の子会社の役員や非居住者役員にも拡大

特定譲渡制限株式は、改正前は自社及び直接の完全子会社に付与対象が限定されていたが、株式報酬は完全子会社以外の子会社役員も付与対象となった。また、非居住者である役員については損金算入不可であったが、非居住者である役員も損金算入が可能となった。

(3) 旧利益連動給与（現行業績連動給与）の算定指標と計測期間の拡大

旧利益連動給与（現行業績連動給与）について、その算定指標に「株式の市場価格に関する指標」及び「売上高の状況を示す指標」が追加されたと共に、「計測期間を複数事業年度」とする改正が行われた。これに伴い、損金算入が可能な業績連動給与の類型が増加している。

【図表 3】業績連動給与に関する改正

項目	旧利益連動給与（現行業績連動給与）	
	算定指標	計測期間
改正前	利益の状況に関する指標のみが対象（営業利益、当期純利益、ROE等）。	単年度の指標のみが対象。
改正後	株価等を指標に追加。 ※居住者役員に株式、非居住者役員に同種の株数に相当する金銭を交付することも可能。	複数年度の指標も対象。

【図表 4】算定指標と計測期間の内容

株式の市場価格に関する指標	(i) 所定の期間又は所定の日における株式の市場価格又はその平均値、(ii) 株価増減額や騰落率等、(iii) 時価総額やその増減率等、(iv) 株主の総利回り等（法令 69⑩）
売上高の状況を示す指標 （売上高の状況を示す指標は利益や株価の状況を示す指標と同時に用いる場合に限る）	(i) 対象事業年度における有価証券報告書に記載されるべき売上高の額、(ii) 利益の額、(iii) 増減額、騰落率、計画比、他社比等（法令 69⑪）
計測期間を複数事業年度	法法 34①三イに規定する職務執行期間開始日以後に終了する事業年度（法法 34①三イ、法令 69⑩）

(4) 改正事項のポイント

改正のポイントは、とりわけ上記(3)の業績連動給与に関し法人税法上の「損金算入の範囲」が拡大したことにあり、これにより今後役員報酬類型の選択肢が増えることが期待できる。例えば、株式交付信託やいわゆるパフォーマンスシェア等について、これまでであれば役員報酬として損金に算入できなかった類型も、① 事前確定給与類型か② 業績連動給与類型に該当すれば、損金算入が可能になる。

【図表 5】事前確定給与と業績連動給与

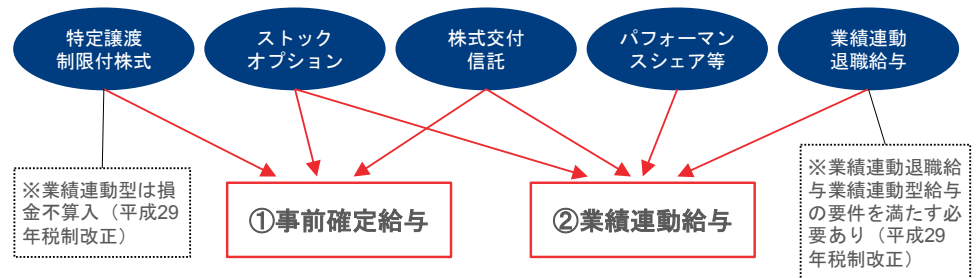
① 事前確定給与 （法法 34①二）	② 業績連動給与 （法法 34①三）
一定の時期に確定した金額又は数を交付する役員報酬。税務署への事前届出が必要（原則）。	1年以上の期間に連動した金銭、株式等を交付する役員報酬。報酬諮問委員会への諮問や有価証券報告書での開示等の手続きが必要。

なお、パフォーマンスシェア等には次のような業績連動給与が含まれることになる。

【図表 6】業績連動給与の例と内容

パフォーマンスシェア (PS)	中長期の業績目標の達成度合いに応じて、株式を役員に付与。
パフォーマンスキャッシュ	中長期の業績目標の達成度合いに応じて、現金を役員に付与。
ファントムストック	中長期の業績目標の達成度合いに応じて、株価相当の現金を役員に付与。
ストック・アプリシエーション・ライト (SAR)	対象株式の市場価格が予め定められた価格を上回っている場合に、その差額部分の現金を役員に交付。

【図表 7】事前確定給与に該当する類型と業績連動給与に該当する類型



なお、特定譲渡制限付株式については、その性質上業績連動型は損金不算入となるが、例えば、確定額の金銭を交付する旨の事前届出をし、予め定める所定の時期の株価で交付株式数を算出し、適格株式と端数の金銭の交付を行う場合には「確定額の金銭」を交付する事前確定届出給与に該当しうる（法令 69⑧）。これにより「事後交付型」の譲渡制限付株式をアレンジすることも可能と思われる。

2. 平成 29 年度税制改正の既存の報酬類型へ及ぼす影響

今回の改正により、退職給与で業績連動給与に該当しないもののみが役員給与から除かれる建付けとなっている（法法 34①）。そのため、信託報酬型株式制度のうち業績条件又は株価条件を付しているものに関しては、改正前は退職時に信託の受益者となり金銭の給付を行い、これが退職所得に該当する場合には法人税法上も退職給与として取り扱われていたものの、改正後では、業績連動給与の要件を充足しない場合には、損金算入ができないこととなる。したがって、適用時期後の付与決議に関してはプランの修正が必要となる。

また、業績連動型特定譲渡制限付株式についても、適用時期後は損金算入が出来ないこととなるため、適用時期後はプランの修正が必要となる。

さらに、ストックオプションに関しても、業績連動給与として損金算入するためには、例えば、確定した数を限度とするものであることや、ストックオプションを指標確定後一定期間以内に交付することが必要となる（法法 34①三口、法令 69⑰）。

3. 平成 29 年度税制改正後の役員報酬

【図表 8】平成 29 年改正前後の損金算入の対象となりうる役員報酬類型の推移

		事前確定届出給与 (法 34①二)	利益(業績) 連動給与 (法 34①三)	左記以外 (法 34① 対象外)
①平成 29 年税制改正前		<ul style="list-style-type: none"> 確定額の金銭 特定譲渡制限付株式 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭(※利益連動の場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 新株予約権 退職給与(金銭、株式、新株予約権、退職時交付株式交付信託)
平成 29 年 税制改正後	②平成 29 年 4 月～9 月	<ul style="list-style-type: none"> 確定額の金銭 特定譲渡制限付株式 確定数の適格株式(業績連動以外) 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭(パフォーマンススキヤッシュ、SAR、ファントムストック) 適格株式(パフォーマンスシェア) 株式交付信託(業績連動型) 	<ul style="list-style-type: none"> 新株予約権(業績連動型を含む) 退職給与
	③平成 29 年 10 月～	<ul style="list-style-type: none"> 確定額の金銭 確定数の特定・適格新株予約権(業績連動以外) 確定数の適格株式・特定譲渡制限付株式 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭(パフォーマンススキヤッシュ、SAR、ファントムストック) 適格株式(パフォーマンスシェア)※譲渡制限付株式は含まない。 適格新株予約権(業績連動型) 株式交付信託(業績連動型) 退職給与(業績連動型)(金銭、株式、新株予約権) 	<ul style="list-style-type: none"> 退職給与(業績連動型以外)

※用語の定義

特定譲渡制限付株式	適格株式	適格新株予約権	特定新株予約権
譲渡についての制限、制限期間、株式の発行人等による無償取得事由が定められているもので、役員提供対価として報酬債権の給付と引換えに個人に交付されるもの(給付に伴い報酬債権が消滅するもの)(法 54①)。	株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式で、役員提供を受ける内国法人又はその関係法人が発行したもの(法 34①二ロ)。	権利の行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権で、役員提供を受ける内国法人又はその関係法人が発行したもの(法 34①二ハ)。	譲渡制限その他特別な条件が付されているもので①譲渡制限付新株予約権の払込みに代えて役員提供対価債権と相殺されるもの又は②譲渡制限付新株予約権が実質的に役員提供対価と認められるもののいずれかの要件に該当するもの(法 54の 2①)。

例えば株式交付信託では、事前確定給与(確定した数の株式を付与する場合)の要件を充足するように設計することも、業績連動給与(業績条件又は株価条件を付ける場合)の要件を充足するように設計することもでき、同じ方式によりリテンション目的(事前型と親和性あり)とインセンティブ目的(業績連動型と親和性あり)を達成することが可能である。

また、前述のように今回の改正は非居住者役員に対する交付も一部考慮したものとなっている。この点、業績連動給与については、「他の役員に対して支給する業績連動給与に係る算定方法と同様もの」が要件であるが、役員の職務の内容等に応じて役員ごとに指標が異なることを妨げるものではなく、居住者役

員については株式、非居住者役員については同種の役員に交付する株数に相当する金銭を交付する交付することも可能と解されている。

他方、業績連動給与の類型全般では、損金算入の要件として、算定方法の客観性、報酬諮問委員会への諮問等の適正な手続き、及び有価証券報告書による開示等の手続きが必要とされている（法法 34①三）。これは改正前の利益連動給与と同様ではあるが、損金算入できる役員報酬の類型が増加したことに伴い、その事務負担の程度をあらためて考えてゆく必要が生じるところである。

[最初のページに戻る](#)

BEPS 防止措置実施条約（MLI）の概要（続）

[前号](#)で紹介した「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下、「BEPS 防止措置実施条約」）に関して、本号でも引き続き紹介することにした。本号では、署名後の MLI に関するアップデート情報や、MLI の条項の具体的内容を解説する。

1. MLI に関する最近のアップデート

(1). OECD によるマッチング・データベースの公表

前号でも解説した通り、MLI の規定が締約各国でどのように適用されるのか、その適用関係のフローは非常に複雑なものとなっている。OECD は先般、そのホームページ上で[マッチング・データベース](#)を公表した。本データベースには、締約国が寄託者である OECD に対して通告した MLI の条項に関する内容が収録されており、MLI の適用関係を調査したい国（地域）を入力すれば、MLI の各規定が両国の租税条約に適用されるか否かを容易にチェックできる。（但し、本稿の執筆段階ではベータ版のみ公表されている。）

(2). 署名国の増加（カメルーン）

MLI に対する署名式が行われた本年 6 月 7 日時点における署名国は 68 の国及び地域となっていたが、その後 7 月 11 日に[カメルーンが新規に MLI に署名](#)し、新たな署名国となった。なお、日本は同国との間では税務行政執行共助条約のみ締結している状況で、MLI の適用対象として選択していないことから、同国の MLI 加盟によって生じる日本への影響は大きくないものと考えられる。

2. MLI の条項の概要

MLI の条項に関する参考資料としては、OECD が公表している協定案（現状、6 か国語で公表されているが、正文となるのは英・仏の 2 か国語版のみ）の他、同じく OECD が公表している Explanatory Statement（解説文書）がある。その他、Legal Note も公表されている。

BEPS 防止措置実施条約にかかる公式な資料としては、財務省が BEPS 防止措置実施条約の英文（正文）の他、仮訳文として和文版を公表しており、数少ない和文の参考資料となっている（本稿の執筆段階では同条約は国会承認が得られておらず、和文については今後変更の可能性がある）。

以下では、MLI の各規定内容について概説することとしたい。

(1) 第 1 部 Scope And Interpretation Of Terms 適用範囲及び用語の解釈

第 1 部では、一般的な租税条約同様、MLI の適用範囲及び定義に関する規定が置かれている。

第 1 条は、MLI の条項が、「対象租税協定」（Covered Tax Agreement）を修正する旨規定している。「対象租税協定」に該当するためには、単なる二国間の租税条約であるだけでは足りず、各締約国が当該租税条約を MLI の適用対象として通告しているものである必要がある。

第2条は定義条項である。用語法上、「締約国」(Party)という語はMLIが効力を有する国または地域を指す用語として用いられているのに対し、「署名国」(Signatory)という語はMLIに単に署名したのみで未だMLIが効力を有していない国または地域を指す用語として用いられており、両者の使い分けには注意を要する(後者については第7部(最終条項)第34条でのみ用いられている。)

(2) 第2部 Hybrid Mismatches ハイブリッド・ミスマッチ

第2部は、BEPS行動計画2(ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化)に関する規定を盛り込んだパートである。ハイブリッド・ミスマッチに係る取極めとは、各当事国における税務上の取り扱いの差異を利用して課税上のメリットの享受を企図する取極めをいう。我が国との関係では、オーストラリア法上のMRPSに基づく配当を利用した二重非課税スキーム(豪州側で損金算入・日本側で益金不算入)などがある。第3条は課税上存在しない事業体(以下、「エンティティ」)に関する、第4条は二以上の当事国の居住者に該当する個人以外のエンティティに関する規定であり、対象租税協定の適用上、いずれかの当事国の租税に関する法令の下における当該エンティティ等を通じて稼得される所得に対する課税逃れを防止するための措置が規定されている。第5条の規定は、二重課税除去のための包括的な方法を規定するものであり、締約国に対して選択肢AないしCの3つのオプションが用意されている(後述の通り、締約国はいずれの選択肢を取らないことも可能である)。

本パートの規定はオプションとなっており、適用選択を留保することが可能である。日本は第3条及び第4条につき適用選択し、第5条につき適用選択しないというポジションを取っている。

(3) 第3部 Treaty Abuse 条約の濫用

第3部は、BEPS行動計画6(租税条約の濫用防止)を反映させるための規定として第6条～第11条の全6条が置かれている。

第6条は、対象租税協定について条約濫用防止を目的とする前文を盛り込むことに関する規定である。

条約濫用防止に関する総論を定める規定が第7条であり、第7条は行動計画6の定めるミニマムスタンダードを満たすため、3つのオプションを用意しており、締約国はこれら3つのオプションから自国のポジションを選択する必要がある。原則的オプションはPPT(主要目的テスト)であり、日本もこれを選択している。その他のオプションは、簡易版LOB(本条第8項以下)及び詳細なLOBと導管取引防止規定の組み合わせ(本条第15項(a))である。PPTについては、PPTの適用により特典を得られなかった場合における各国当局の個別対応・相互協議に関する追加オプションが設けられている(日本は選択していない)。PPTを採用する場合、既存の租税条約に既にPPTに関する規定がある場合には、当該規定の条項と併せて通告が必要となっており、当該通告された条項が一致する場合にのみ、同条第17項(a)前段に基づきMLIの規定が当該一致した既存の租税条約の規定に置き換えられる。既存の租税条約にPPTに関する規定が存在しない場合や、存在する場合でも両国が通告する条項が異なる場合には、同条第17項(a)後段の規定により、当該既存の租税条約の規定が本条第1項の規定(PPTの内容を定める規定)と両立しない限りにおいて(only to the extent that those provisions are incompatible with paragraph 1)、MLIの規定が優先すると定められている。

第8条ないし第10条は各論的規定であり、第8条が配当移転、第9条が主として不動産から価値が構成される団体の株式等の譲渡、第10条がPEに関する取引に関する規定となっている。

第 11 条はいわゆる **Saving Clause** に関する規定であり、第 11 条第 1 項各号の規定に基づいて与えられる特典を除いて、一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼさないことが規定されている。

日本は本パートのうち、第 6 条、第 7 条（PPT を採用、他のオプションは選択せず）、第 9 条及び第 10 条につき適用選択し、第 7 条（簡易 LOB・詳細な LOB）、第 8 条及び第 11 条につき適用選択しないというポジションを取っている。

(4) 第 4 部 **Avoidance Of Permanent Establishment Status** 恒久的施設の地位の回避

第 4 部は、行動計画 7 に基づき、各当事国において PE（恒久的施設）に該当すると認定されることを人為的に回避する施策を防止するための措置が設けられている。第 12 条が問屋契約（**Commissionaire Arrangements**）等を用いた回避策に対する防止規定であり、第 13 条は特定の活動の除外による PE 認定回避策に対する防止規定である。第 14 条は、恣意的に活動・工事期間を分割することによって PE 認定を回避する策に対する防止規定である。日本は第 12 条及び第 13 条につき適用選択し、第 14 条については適用選択しないポジションを取っている。

第 15 条は、前 3 条に関して「密接に関連する」（**closely related**）という語の定義を定める規定であり、本条の適用選択の可否は前 3 条の適用選択ポジションと連動している。

(5) 第 5 部 **Improving Dispute Resolution** 紛争解決の改善

第 5 部では、租税条約の適用に関する紛争の解決に関する規定として、相互協議及び対応的調整に関する規定が置かれている。

第 16 条（相互協議）では OECD モデル条約がミニマムスタンダードとして定める第 25 条第 1 項ないし第 3 項の内容が定められており、第 17 条（対応的調整）では BEPS 行動計画 14 の内容（ベストプラクティス）に関する内容が盛り込まれている。相互協議の申立期限は、問題となる課税に係る措置の最初の通知の日から 3 年以内と制限されているが（第 16 条第 1 項第 2 文）、既存の条約に 3 年以上の申立期限が定められている場合には、当該規定が優先し、申立期限が 3 年以内に縮減されることはない（同条第 4 項(a)(ii)）。例えば日英租税条約第 25 条第 1 項では「この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年の期間が満了する日又は租税の賦課に係る課税年度若しくは賦課年度の終了の日から六年の期間が満了する日のいずれか遅い日まで」が申立期限とされているが、例えば後段の期限が前段の期限よりも長い場合、後段の期限が MLI の規定によって縮減されることはない。

(6) 第 6 部 **Arbitration** 仲裁

第 6 部では、第 5 部の規定に基づき相互協議の申立てがあつたにもかかわらず、両国間で合意に至らなかった場合に付託される仲裁手続に関する手続が規定されている。仲裁廷となる仲裁パネル（**arbitration panel**）は 3 名の個人から構成され、各当事国によって 1 名ずつ委員が任命される。長（**Chair**）となる 3 人目の委員は、原則として当該選任された 2 名の委員が一定の期間内に任命する仕組みとなっている。なお、仲裁廷の公平性を確保するため、長となる委員は各当事国の国民又は居住者以外の者から選任することとされている。仮に当該 2 名の委員会構成員が所期の期間内に長となる委員を任命できなかった場合には、OECD の租税政策及び税務行政センター（**Centre for Tax Policy and Administration**）の最も高い地位にある職員であつていずれの当事国の国民でもない者が長となる委員を任命することとされている。

なお、第6部の規定はオプションであり、規定の適用を選択する締約国はその旨の通告が必要となる（第18条）。現状（本稿執筆時段階）、日本は第6部全体につき適用することを選択するポジションを取っている。

(7) 第7部 Final Provisions 最終規定

第7部には、MLIの規定の留保（Reservation）に関する規定、MLIの発効・適用に関する規定、寄託者たるOECDに対する通告手続に関する規定、署名・批准・解釈・改正・脱退手続に関する規定、MLIの解釈方針に関する規定、寄託者であるOECDの役割に関する規定等、種々の手続的規定が置かれている。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

シンガポール

改正労働法の施行

2017年7月1日、改正労働法が施行された。改正労働法の主な改正点は、以下の通りである。

家族に関する休暇

育児休暇の共有：子どもを養育する女性従業員は、法定の出産休暇のうち1～4週間分を、その夫に割り当てることができる。

養子休暇期間の延長：養子を養育する女性従業員が取得できる法定の養子休暇期間が、合計12週間に延長された。養子休暇手当は、第一子及び第二子の場合、最初の4週間分は雇用主から支払われ、残りの8週間分はシンガポール政府から支払われる。また、第三子及びそれ以降の場合、12週間分全てシンガポール政府から支払われる。

雇用主は、上記育児休暇の共有及び養子休暇期間の延長に関する改正について留意する必要がある。また、雇用主は、家族に関する休暇に関して生じる費用を相殺することができる、シンガポール政府の様々な費用償還制度を確認すべきである。

高年齢者の再雇用

再雇用年齢の引き上げ：再雇用が必要となる年齢が、65歳までから67歳までに引き上げられた。この引き上げ措置は、1952年7月1日以降に生まれたシンガポールの国民及び永住者に適用される。

別の雇用主による再雇用：従業員に対し適当な役職を提供することができない雇用主は、その再雇用義務を別の雇用主に引き受けさせることができる。ただし、その義務の引き受けには、(i) 対象となる従業員の同意及び(ii) 義務を引き受ける別の雇用主の同意が必要となる。

60歳になった従業員の給料減額の禁止：雇用主は、60歳になった従業員の給料を減額することができなくなった。

EAPの増額：高年齢者の再雇用について、公平雇用に関する三者間ガイドラインが改訂され、Employment Assistance Payment (EAP)の最高額が、10,000シンガポールドルから13,000シンガポールドルに増額された。

上記高年齢者の再雇用に関する改正は、シンガポールの高齢化に対応するためシンガポール人材省が導入した政策であり、雇用主は、その社内規則等がシンガポール人材省が定める新たな要件を充足していることを確保する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

2017 年度税制改正法案の公表 ～多国籍企業に影響を与える重要な改正について～

前号で取り上げた 2017 年予算案に沿って、シンガポール財務省は 2017 年 6 月 19 日付で、パブリックコンサルテーションのための税制改正法案（改正所得税法（Cap.134））を公表した。

本稿では前号に続き、日系多国籍企業に特に影響を与える可能性がある改正法案の内容について詳説する。なお、去る 7 月 17 日付でシンガポール経済開発庁（Economic Development Board（"EDB"））より、前号で取り上げた知的財産権の開発に係るインセンティブ制度（IDI）の創設と既存のパイオニア優遇制度及び成長・拡大優遇制度に関する変更についても続報が公表されているが、その詳細については次号以降で取り上げる予定である。

A. 研究開発活動における費用分担契約（Cost Sharing Agreements（"CSA"））の支出に係る損金算入の自由化

現在、CSA に基づく R&D プロジェクトへの支払いは、それらの支払いが(i) シンガポール納税者の事業収益に関連するもの、若しくは(ii) シンガポール国内で実施された R&D 活動に係るものであれば、損金算入が認められている。しかしながら、シンガポール内国歳入庁（IRAS）は、損金計上された経費の個別明細を要求し、それらの費用に関して上記条件に基づき精査した上で、損金算入を否認する調査が行われてきた。改正法案では、特定の経費を除外することなく全額損金算入をする制度（"CSA に基づく控除"）の導入を提案している。すなわち、この制度は、既存の(i) シンガポール納税者の事業収益に関連するもの、若しくは(ii) シンガポール国内で実施された R&D 活動に係るものという条件に関わらず、CSA に係る全ての支払いに適用される見込みである。

また法案では、ローカル R&D に係る適格費用に対する追加控除制度の改訂を目指している。現在、シンガポール納税者は、誰がローカル R&D に従事したかに関わらず、納税者は適格費用となる CSA に基づく支払いには 50%の追加控除を請求することが可能である。CSA 支払いの明細が提供できない場合には、それら全ての CSA 支払いの 60%が適格費用とみなされることとなる（60%のセーフハーバー制度）。

シンガポール財務省は、法案において、シンガポール納税者自身に発生した適格費用は、例えそれらの費用が CSA に基づき払い戻しを受けていたとしても、追加控除制度の対象となることを明確化している。また、追加控除は、シンガポール納税者又は R&D 組織が従事したローカル R&D による適格費用に限られることとなる。さらに 60%のセーフハーバー制度は、R&D 組織に対する CSA に基づく支払いにのみ適用が可能となる。なお、50%の追加控除の対象となるローカル R&D に係る適格費用の価額は、CSA の費用控除額が限度とされる。

また法案では、Productivity and Innovation Credit 制度（生産性向上および技術革新の推進を目的とした特定活動に係る支出に対する優遇税制）に基づく追加の損金算入制度についても限度額を設けられることとなった。

B. 移転価格税制の明確化

移転価格規則に関連して、法案では、以下の 2 つの改正が盛り込まれている。

1. 適切ではない移転価格で行われた関連者間取引に係る税務長官による更正処分権限の法制化：法案における本規定は、関連者間取引に係る収益の増加、並びに費用及び損失の減額を対象としている。増加する収益は、場合によって、シンガポール国内における収益の増加、又はシンガポール国外からシンガポール納税者が受け取るべき収益の増加として取り扱われる。2019 賦課年度、若しくはそれ以降の賦課年度において更正処分が行われる場合、税務長官による加算税の減免に関わらず、該当する増加所得に 5%の加算税が課される。

2. 同時文書化制度の法制化：10 百万シンガポールドル以上の総売上高を有する法人や信託等は、2019 賦課年度から、前年度に行われた関連者間取引に関して移転価格文書を作成しなければならないことが法律上も明確化された。移転価格文書は、法人や信託等が行ったそれぞれの関連者間取引に対して文書を作成する必要がある。移転価格文書は、税務申告書の提出期限までに作成し（税務長官による要請があつてから 30 日以内の提出）、5 年間保存しなければならないとされている。規則を違反した場合には、刑罰として 1 万シンガポールドル以下の罰金が科される。詳細な規則は公表されていないが、財務省は IRAS の既存の TP ガイドラインに沿った規則であると述べている。

その他に法案では、2019 賦課年度から関連者間取引に係る更正の請求には、上記の移転価格文書が必要となる旨が盛り込まれている。

C. 外国籍法人をシンガポール法人に変更する制度（Inward re-domiciliation regime）に係る税務

法案では、近時のシンガポール会社法で改正があつた、外国籍法人が一定の要件を満たすことを条件に、その登録をシンガポールに移転することを許容する制度（Inward re-domiciliation regime）に係る税務フレームワークが提案されている。

従前までシンガポール国内において事業を有さないこれらの法人について、売買目的株式は取得原価、若しくは登録時の正味市場価値のいずれか低い金額で評価されることになる。シンガポール法人として登録する以前に生じた費用の内、外国法において既に控除された費用は、シンガポールにおける損金算入には認められない。貸倒金／貸倒準備金の損金算入は認められず、同様に償却債権取立益の益金算入もなされない。

また、法案では認定を受けたシンガポール居住者となる法人に、シンガポールで課される二重課税を排除するための税額控除を与えるとしている。一方で、一定の期間にシンガポール国内での事業を停止した場合には、これを返還する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

中国

中国最高人民法院が個人情報侵害の刑事事件に関する解釈を明らかに

2017 年 5 月 8 日、中国最高人民法院及び中国最高人民検察院は、市民の個人情報刑事事件についての法律適用の若干問題の解釈（以下、「個人情報刑事事件解釈」）を公表した。当該解釈は個人情報の侵害に関する刑事事件に対処するための詳細なガイドラインを提示している。

中国では現在、包括的な個人情報保護法制が存せず、各政府当局から情報保護問題に対処するための複数の規則等が発出されているものの、違反に対する重大な罰則が存在しないことにより円滑な執行がなされていない現状にある。2015 年に改正された刑法では市民個人情報侵害犯罪の一般的な定義が定められたものの、個人情報侵害犯罪の範囲は必ずしも明確ではなかった。

個人情報刑事事件解釈の下では、個人が特定可能又は個人の活動記録が反映される個人名、ID カード番号、通信記録、住所、口座のパスワード、資産状況、地理的追跡記録その他の情報が、個人情報として定義される。

個人情報刑事事件解釈は、個人情報の違法な取得、販売又は提供を禁じている。犯罪を構成する行為の重大性は、違法に取得、販売又は提供された個人情報の数量を参考にして決定される。例えば、違反者が違法に、①個人の所在、通信

内容、信用情報又は財産情報に関する 50 以上の個人情報、②個人の滞在场所、通信記録、健康状況又は個人の安全に影響を与えうる取引情報に関する 500 以上の個人情報、又は③上記 2つのカテゴリ以外の事項に関する 5,000 以上の個人情報を、取得し、販売し又は提供した場合には、個人情報侵害の犯罪行為となる。

違反者は、罰金と共に 3 年以下の懲役を科されうる。仮に法人が個人情報侵害犯罪を犯した場合には、担当者は上記の個人違反者の基準により罰され、当該法人は罰金を科される可能性がある。個人情報刑事事件解釈とあわせて、近年最高人民法院が扱った個人情報侵害に関する典型的な犯罪事例の概要も公表された。これらの事例の中には、中国の人気ホテルの内部 IT システムがハッキングされ、2,000 万人以上の宿泊者の個人情報がオンライン上に開示された例があり、違反者がインターネットから開示された個人情報をダウンロードし、自身のウェブサイトアップロードすることにより、当該個人情報の提供を行った行為が重大な違反と認定され、当該違反者は 3 年の懲役を科された。

中国では、包括的な個人情報保護法制が存しないものの、個人情報の収集、保管、使用及び情報の移転の実施に情報主体の同意を要求する種々の規制があり、これらの規制は個人情報保護のためにさらなる改訂がなされることが予想される。従業員から様々な個人情報を収集している雇用主は、個人情報保護法令の遵守のため、社内の個人情報保護制度の運用状況を定期的に検証することが推奨される。

[最初のページに戻る](#)

北京における余剰人員解雇がより厳格に

北京市高級人民法院及び北京市労働人事紛争仲裁委員会は、過去の裁判所意見においていまだ未解決の論点について明確化を行うため、労働紛争案件審理における法律適用問題に関する解答（以下、「新ガイダンス」）を発表した。

新ガイダンスにおける最も重要な変更の一つは、重大な変更による解除原因の明白な縮小である。中国労働契約法の下では、労働契約が元々合意されていた客観情勢に重大な変化があり、労働契約が法的強制力のない状態にあるときに、会社と従業員が協議を通じて当該労働契約の改定について合意に達することができない場合には、会社は一方的に当該従業員を解雇することが可能である（以下、「重大変化原因」）。この解雇理由はしばしばリストラの局面で使用される。

新ガイダンスでは、客観情勢の重大な変化を、(i) 地震、火災、水害等の自然災害に基づく不可抗力、(ii) 法令、政策の変化により、雇用、資産の移転、生産の停止、転換され、制度改正等の重大な変化、(iii) 特別な許認可を要する会社の事業範囲の変更という 3 種の変更としてのみ定義している。これは従前のガイダンス及び裁判所の運用よりも相当狭い範囲である。それゆえ、会社にとっては上記に規定された範囲以外での状況において、重大変更原因に基づいて従業員を解雇することは一層のリスクとなる。

しばしば会社においてリストラを実施する際、重大変化原因は使用者によって、退職合意書にサインすることを拒む従業員を解雇するために使用されているが、今後、北京に所在する会社は、当該手法の使用にはより慎重な検討を行う必要がある。潜在的な不当解雇のリスクを避けるため、今後さらに可能な限り従業員との間で退職合意の形成に努めるべきである。

[最初のページに戻る](#)

3. 米国

連邦最高裁判所判決—SECによる不当利得没収権限を制限

2017年6月5日、米国連邦最高裁判所は、Kokesh 対 SEC（米国証券取引委員会）の訴訟において、SECによる不当利得没収（disgorgement）の権限行使は5年間に制限される旨の判決を全会一致で行った。これは、SECが法令違反者に対して行う不当利得没収の法的性質が、5年の時効（28 U.S.C. § 2462）が適用される「罰金（penalty）」にあたることを解釈し、SECの同行使権限を5年間に制限したことを意味する。

事案の背景と論点

本訴訟は、1995年から2009年にかけて、投資顧問である Charles Kokesh が、顧問先の4つの事業開発会社から34.9百万米ドルを不正流用し、これを隠匿するためにSECへ虚偽の報告をしていた行為が証券法違反にあたるとして、SECが Charles Kokesh に対し民事制裁金（monetary civil penalties）、不当利得の没収（disgorgement）及び将来の違反行為の差止めを求めて2009年に提訴したものである。これまでSECは、不当利得の没収は5年の時効が適用される「罰金（penalty）」ではなく「衡平上法上の救済（equitable remedy）」にあたることを解釈をとってきた。

連邦地方裁判所では、民事制裁金について5年の時効適用を認めたが、不当利得の没収については、罰金（penalty）にあたらぬことを理由に5年の時効適用を認めなかった。Charles Kokesh はこれを不服として控訴したが、第10巡回区連邦控訴裁判所は、不当利得の没収が28 U.S.C. § 2462の適用を受ける罰金（penalty）にも没収（forfeiture）にもあたらないとして、同様に5年の時効適用を認めなかった。

民事制裁金について5年の時効が適用されることは、2013年の米国連邦最高裁判所判決（Gabelli v. SEC, 568 U.S. 442, 454）において既に判断がなされていたが、不当利得の没収についての米国連邦最高裁判所の判断はまだ示されておらず、下級審での判断も分かれていたため、本件では、不当利得の没収における時効適用の有無につき、その判断が注目された。

本判決の内容

本判決は、SECによる不当利得の没収が「罰金（penalty）」にあたるとして、5年の時効適用を認めた。理由としては、①不当利得の没収が公法違反の結果として科されるものであること（個人ではなく、国家に対する犯罪であること）、②懲罰を目的として科されるものであること（不当利得の没収は将来の違法行為抑止を主目的とすること）、③必ずしも補償を目的とするものではないこと（没収された不当利得は必ずしも被害者への補償に充てられるものではないこと）を挙げている。

SECは、本訴訟において、不当利得の没収は、公共の利益のために行使される国民一般に対する被害救済であり、懲罰を目的とするものではなく、むしろ違法状態前の原状回復を目的とするものであると主張したが、最高裁は全員一致でこのSECの主張を否定した。不当利得の没収が、時として、違反行為の結果得られた利益を超えて執行されることや（例えば、インサイダー取引を行った者が、自己の取得した利益だけでなく第三者が取得した利益まで没収の対象になった場合など）、没収の対象となった利益（不当利得）を生み出すために費やした経費について考慮がなされていないことを例に挙げ、SECによる不当利得の没収は、違反行為前よりも違反者の経済状態を悪化させる場合があるとして、SECの主張を退けている。

SECによる調査及び執行への影響

本判決により、SECは、5年を超える不当利得没収の機会を妨げられ、また、現在進行中の調査も大きな影響を受けることが考えられる。今後SECは、より早期に調査を開始し、書類、電子メール、証言等の証拠収集を迅速に行うことが予想され、同時に、内部調査を実施する企業に対しては、より迅速な情報開示を求める可能性がある。また、不当利得没収の重要性から、SECは、調査開始の段階で、時効を中断させる合意書（tolling agreement）の締結をより積極的に行うことになると考えられる。

執行や訴訟の場面においては、本判決の指摘を受けて、今後SECが法令違反者による経費相殺について柔軟な姿勢を示すか否かも注目される。時効等により没収額が制限される場合には、民事罰を通じてその分の不当利得の取り戻しを図る可能性も考えられる。SECによる民事罰適用権限にも限界はあるが、今後は、1934年証券取引所法第21条及び第21A条に基づき民事罰を科す場合において、その対象となる違反行為の範囲を争う訴訟が増えるものと予想される。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

EU

第4次マネーロンダリング指令に基づく実質的所有者情報収集制度の対応状況

会社等の実質的所有者情報

実質的所有者の透明性に関するG20ハイレベル原則など、マネーロンダリングやテロへの資金提供に対する取組みが国際的に更に重要性を増す中、欧州においては、2015年5月に採択されたいわゆる第4次マネーロンダリング指令

(EU指令2015/849/EC)に基づき、各加盟国が2017年6月26日から、会社及びその他の法人の最終的実質的所有者に関する情報を管理する登録制度を整備することが求められている。第4次マネーロンダリング指令は各加盟国を拘束するものの、各加盟国内での実施は国内法に委ねられているため、各加盟国での対応は異なっており、また、2017年6月末時点では全ての加盟国が国内法の整備を完了していない状況である。

第4次マネーロンダリング指令第30条は、各加盟国に対し、(1)当該法域で設立される会社及びその他の法人が、実質的所有持分の詳細を含む実質的所有者に関する情報（以下、「実質的所有者情報」）を保持し、かつ実質的所有者情報が十分で、正確かつ最新に保たれるようにすること、並びに、(2)実質的所有者情報を各国の中央登録制度において保持し、①各国当局及び資金情報機関(FIU)、②顧客デューディリジェンスを行う金融機関等、③正当な利益を有する個人又は団体に、アクセス可能とすることを求めている。

対象となるのは、各加盟国で設立される会社及びその他の法人であり、各加盟国は可能な限りあらゆる種類の法人を対象とすることが推奨されている。EU域外の外国法人が設立する子会社も適用対象となる。なお、EUの証券市場又は同等の所有者情報の透明性確保のための国際的基準を満たす証券市場に上場されている会社は対象外とされている。

実質的所有者とは、第4次マネーロンダリング指令第3条(6)において、顧客を最終的に所有し、若しくは支配する自然人及び／又はその者のために取引又は行為がなされる自然人と定義され、会社については以下の者を含むとされる。

- ・ 無記名株式又はその他の手法を含み、十分な割合の当該法人の株式、議決権又は所有持分を直接又は間接に所有することによって、当該法人を最終的に所有し又は支配する自然人。

- ・直接所有とは、ある自然人が株式の25%及び1株又は25%を超える所有持分を保有することをいい、間接所有とは、一人又は複数の自然人が支配するある会社又は複数の会社が株式の25%及び1株又は25%を超える所有持分を保有することをいう。但し、各加盟国が上記割合よりも低い割合を定めることは妨げられない。

正当な利益を有する個人又は団体に対しては、実質的所有者の氏名、誕生年月、国籍、居住国及び保有される実質的所有持分の性質及び程度を開示することが求められている。

加盟国の対応状況

2017年6月末において第4次マネーロンダリング指令に基づく実質的所有者情報の収集に関する国内法を整備している加盟国は、以下の7か国であり、他の加盟国においては法案が公開又は審議されている国から、現時点で法案の審議及び施行予定が明らかでない国まで状況はそれぞれに異なる。

EUにおいて、子会社又は関連会社を有する又は設立する日本企業は、各加盟国毎に要求される情報を確認し、事前に準備を整えておくことが望ましい。

加盟国	対応状況
アイルランド	2016年11月15日に The European Union (Anti Money Laundering: Beneficial Ownership of Corporate Entities) Regulations 2016 が施行された。但し、実質的所有者情報については2017年第4四半期に導入が予定される中央登録制度が整備されるまで公開されない。
イギリス	2017年6月26日に Information about People with Significant Control (Amendment) Regulations 2017 が施行され、従前のPSC制度が第4次マネーロンダリング指令に沿うよう改定された。
チェコ	2017年1月1日から新制度が導入され、チェコ商業登記に登録されている法人については2018年1月1日までに情報の申請が求められる。他の法人については2020年1月1日が期限とされる。
デンマーク	2017年5月23日から実質的所有者情報の登録が義務付けられている。同日よりも前に設立された法人については2017年12月1日までに情報の申請が求められる。
ドイツ	2017年6月26日に反マネーロンダリング法に基づく新制度が導入され、2017年10月1日までに透明性登記制度に対して実質的所有者情報の申請が求められる。
ハンガリー	2017年6月26日にマネーロンダリング及びテロリストファイシング防止法が施行されたが、中央登録制度に関する詳細を定める法案はまだ公開されていない。
フランス	2016年12月1日に第4次マネーロンダリング指令を導入する規則が定められたが、登記制度を整備するための施行細則がまだ定められていない。

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

競争制限禁止法の改正

2017年6月9日にドイツの競争制限禁止法の第9次改正法が施行された。改正法により、企業結合規制の新しい届出基準が制定されたほか、EU損害賠償指令（2014/104/EU）の規定に則った改正がなされている。改正法の主な内容は以下の通りである。

取引規模による企業結合規制の新しい届出基準

改正法施行前は、(i) 当事者の合算世界売上高が5億ユーロを超えた場合であって、(ii) 一方当事者のドイツ国内売上高が2,500万ユーロ超であって、かつ、(iii) 他方当事者のドイツ国内売上高が500万ユーロ超の場合において、届出が必要とされていた。

改正法の施行により、上記基準のうち対象会社あるいは(ii)を満たす当事者以外の当事者のいずれもが(iii)ドイツ国内において500万ユーロ超の売上高を有しない場合であっても、取引の対価の額が4億ユーロを超え、かつ、対象会社がドイツにおいて相当程度活発に事業を行っているのであれば、届出が必要となった。この新たな基準を設けた趣旨は、例えば製薬系の研究開発を行う企業や、インターネットサービスを通じて集積したデータを活用する企業など、革新的技術・着想の将来の商業化による多大な経済的利益につながり得るような企業の買収の場合など、現時点での対象会社の売上高が小さい場合にも、将来の競争に重大な影響を与えるような取引を審査の対象とすることにある。

EU損害賠償指令に基づく改正

EU損害賠償指令に基づく改正がなされ、競争法違反の民事損害賠償請求訴訟における原告の権利保護が強化されている。

まず、他のEU加盟国を含む競争当局によるカルテルの決定がなされたことをもってカルテルの存在が立証されたことになり、裁判においてその存在を争うことができなくなった。そして、カルテルの存在により、損害の発生と因果関係が推定されることとなり、原告は、損害の額を裁判所が推定するための証拠を提出すれば足りることとなった。

また、和解において、原告が単独のカルテル参加者と和解した場合において、全体の損害賠償額がそのカルテル参加者の寄与度に応じて減少することとなった。これにより、当該カルテル参加者が和解後に他のカルテル参加者から残額の損害賠償請求に関する補償請求を受ける可能性がなくなり、個別の和解がより容易となるものと考えられる。

その他にも、損害賠償請求の時効期間が3年から5年に延長され、民事損害賠償請求訴訟のためのディスカバリー手続が容易になる等の改正がなされている。

無償で提供されるサービスの市場性

改正法により、インターネットを通じて提供されるサービスにおいてしばしば見られる無償のサービス提供に関しても、競争法上の関連市場を構成することが明確となった。

[最初のページに戻る](#)